

来庁時お持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳
相続人・喪主など各種支給・助成を受ける方の銀行等口座番号がわかるものが必要です。
- 喪主の氏名がわかる領収証または会葬礼状
亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の場合、葬祭費の申請ができます。
- 指定葬儀場使用料の領収書原本
指定葬儀場を使用した場合、助成の申請ができます。
- 印鑑登録証（カード）
相続人など練馬区に印鑑登録をしている方の印鑑証明書が必要な場合、お持ちください。
※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- その他、練馬区から交付されたものなど

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など
- 2点で本人確認できる書類
健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、年金手帳、社員証、学生証、年金通知書など
※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

